

学力向上推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 学力向上に向けた取組を推進するため、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「学力向上推進委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。委員会は全国学力・学習状況調査及び神戸市学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析及び検証改善策の検討を併せて行う。

(議題等)

第2条 委員会では、次に掲げる事項の意見を求める。

- 一 確かな学力の育成に関すること
- 二 健やかな体の育成に関すること
- 三 調査結果の検証改善策に関すること
- 四 特色の見られる学校の改善事例の収集、分析に関すること
- 五 前各号に掲げるものの他、必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験者
 - 二 教職員
 - 三 教育行政関係者
 - 四 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委員会には、座長を置く。
 - 3 座長は教育長が委員の中から指名する。
 - 4 座長は会の進行をつかさどる。
 - 5 座長に事故があるときは、教育長が座長代行を指名し、座長代行が座長の職務を代行する。

(専門委員会)

第4条 前条の規定に関わらず、第2条三号に係る必要な事項について意見を求めるため、専門委員会を開催することができる。

- 2 専門委員会の委員の任命や会議等については、別に定めのない限り本要綱に掲げる委員会と同様とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、毎年度文部科学省の定める「全国学力・学習状況調査実施要領」、スポーツ庁の定める「全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施要領」、神戸市教育委員会会議で決定する「全国学力・学習状況調査に関する結果の公表方針」、「神戸市学力・学習状況調査に関する結果の公表方針」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する結果の公表方針」の規定に従い、委員会の中で知り得た機密情報を漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教科指導課において処理する。

(附則)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。